


本人調書

(この調書は、第12回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事件の表示	平成29年(ワ)第125号 平成29年(ワ)第535号 平成30年(ワ)第468号
期日	令和2年10月2日 午前10時00分
氏名	
宣誓その他の状況	裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。 後に尋問されることになっている証人は在廷しない。

陳述の要領

別紙速記録のとおり

以上

せん
宣

せい
誓

りょうしん ^{したが} 良心に従って、しんじつ ^の 真実を述べ、

なに ^{ごと} 何事も ^{かく} 隠さず、いつわ ^の 偽りを述べない

ことを ^{ちか} 誓います。

氏名

速記録 (令和2年10月2日 第12回口頭弁論)

事件番号 平成29年(ワ)第125号, 同第535号
平成30年(ワ)第468号

本人氏名 [REDACTED]

原告ら代理人 (金丸)

甲D第46号証 (陳述書) を示す

1 そこに記載のある署名はあなたの署名ですか。

はい, 間違いありません。

2 その内容に特に訂正するところはありませんか。

はい, ありません。

3 [REDACTED]さんはカトリックを信仰されていますね。

(うなづく)

4 カトリック教会というところで, 平和についてどのような考え, スタンスを持っていますか。

カトリックはキリスト教です。武器によるものではなく, 平和に関しては, 話し合いによるもので手をつなごうという教えの下, 育っております。

5 この新安保法制というものについて, カトリック教会はどのような対応をしましたか。

カトリック中央協議会, 審議会では, この新安保法制の強行採決に対するの反対声明を出しています。

6 あなたと同じカトリック教徒は, 現在世界の中でどのぐらいの人数おられると言われてますか。

全世界では12億人以上で, 日本では44万人ほどだと言われてます。

- 7 []さんの妹さんは、先ほど示した陳述書を作成した当時、シスター、修道女として海外で活動しておられたんですね。
- はい、ボリビアのほうの乳児院で活動していました。
- 8 現在はこちらで、どのような活動をされておられますか。
- 昨年日本に帰ってきておまして、京都のほうで貧困と思われる学生の支援など青少年の生活支援をしております。
- 9 今後妹さんが再び海外に行かれることもあるんですか。
- はい。所属している修道会は、南スーダンやフィリピン、南米のブラジルやペルーなどに活動拠点がありまして、私の妹はスペイン語が話せるので、そちらのほうで子供たちや弱者の支援をする可能性が高いと思われます。
- 10 海外でのそうした人道的活動について、妹さんはどのようなことを言っておられましたか。
- 修道女ですので、シスターの格好をしておりますと、比較的支援している国の方にも親和的に扱ってもらえるのですが、今回の新安保法制が法律で定められたことによって、日本人が丸腰ではなくて武器を持って対抗してくるといふふうにより日本人のイメージが変わってきておりますので、非常に支援がやりにくくなる可能性が高いと言っております。
- 11 そうすると、そういった危険にさらされる不安がより一層大きくなっているということですね。
- はい、以前より非常に怖いというふう聞いております。
- 12 []さん御自身は、妹さんの家族という立場で、どのように感じていますか。
- 大切な妹です。家族ですので、海外の子供たちを救うことによって逆に命がさらされるようになってきたりすることに非常に恐怖を抱いております。

13 そうした妹さんのように海外で人道的活動に取り組む日本人というのは、多くいらっしゃるのでしょうか。

はい。御存じのとおり、日本からは青年海外協力隊や国境なき医師団などのNGOの方たちが非常に活躍していると聞いていますし、実際その方からもお話を伺ったことがあります。やはりこの新安保法制により活動がしにくくなり、命の危険を感じることもあるというふう聞いています。

14 〇〇さん御自身、そのように海外で人道的支援に取り組む人々に対して、日本という国が本来はどうあるべきだと考えますか。

日本は憲法によって武力の行使というのをしないというふうに決められていますが、今回の集団的自衛権の強行採決によって本当に日本人のイメージが変わってしまって、海外の活動がやりにくくなっていると思っています。今回のことに関しては非常に怒りを感じていますし、同時に家族が亡くなる危険性が高いということで憤りも感じています。

15 〇〇さんは、宮崎の地でNPO法人を立ち上げて子供を対象にしたプレイパークという活動をしていると聞いています。具体的にどんな活動ですか。

自然の中で子供たちが非認知能力を育み、社会性が高められて、人生を豊かに生きれるように子育て支援や子供たちの遊び場を作ってイベントなどを開催しております。

16 もしできれば、非認知能力というのを簡単に御説明いただけますか。

認知能力などは、知的IQというふうに測られる学校で教えてもらえる知識と言われていますが、非認知能力は、社会性、想像力や判断力、自己コントロール能力と言われていました。

17 そうしたプレイパークという活動を通じて、思うようになったことがありますか。

はい。活動に関して、人間は生まれながらに自由であるということ

子供たちにいつも話しているんですけども、やはり学校ではなかなか憲法の中身とか教える機会が少ないようで、幸福追求権や民主主義など教える機会がないので、プレイパークの活動を通して肌感覚で、そういう人権みたいな自分の生きていく権利を感じてもらう活動とか、あとはスタッフから伝えることが必要じゃないかなと感じております。

- 18 今、幸福追求権というお言葉も出ましたけれども、その憲法の理念ということに関して、ほかにも大切にすべきだというような理念などはありますか。
- 自分を大事にするということが本当に憲法の前文などにも書かれておりますし、日本人には足りないところじゃないかなと感じています。これから非常にそこを大切にしていって、育む教育が必要じゃないかなと感じています。

- 19 今回の訴訟が新安保法制の違憲を問う訴訟なんですけれども、そういった政治であるとか、国の在り方に関して、子供たちにどのようなことを身に付けてほしいと思いますか。例えば民主主義の問題とか。
- 三権分立とか、民主主義の大切さをきちんと教育で学んでもらって、それが分かっているならば、このような集団的自衛権の強行採決にも反対というか、違うんじゃないかと思えるような力というか、考えができるんじゃないかなと思っています。

- 20 ■■■さん御自身も小学生のお子さんを持つ母親ということですが、母親の立場として思うことはありますか。

このような集団的自衛権、新安保法制ができたことによって、私の子供ももしかして戦争が起きたときに戦地に行かないといけないんじゃないか、徴兵の可能性はあるんじゃないかなと感じていますし、それから、もし戦争が始まったときには、子供やお年寄りなど社会的弱者の方たちが亡くなるような危険性が高くなっていくんじゃないかなと非常に不安を感じています。

21 ■さんは、以前新安保法制に反対するデモに参加したところ、その後、ネットウヨ、いわゆるネット右翼と言われる人たちから中傷されたことがあるということでした。具体的にどのような中傷を受けたんですか。

ネット上で死ねとか、消えろとかいうことを言われたというか、書き込みがありまして、非常に傷ついたし、もしかしたら私たちの生活圏で本当に私が殺されるんじゃないかなという恐怖も覚えました。

22 インターネット上のことのほかにも、山下さん御自身が直接経験したことというのはありましたか。

安保法制のときには街に出てデモとかに参加したんですけども、プラカード等を示しているときに若い世代の子供たちにも、そんなことでは戦争は守れないというような強硬的な態度だったりとか、あとはチラシを踏みにじられたりとか、破られたりして、本当に怖かったです。

23 そのような中傷を受けて、山下さん自身どんな気持ちになりましたか。

もうこのようなデモには参加しないほうがいいのかなと思いましたし、声を上げることは日本では駄目なのかなと残念に思って、悲しい思いになりました。

24 先ほども母親ということでしたが、周囲のママ友さんたちと新安保法制について話をすることがありましたか。

はい。私は子育て支援をしておりますので、そのようなお母さんたちと多く関わることもありまして、でも、本当に今回の強行採決に関しては、やっぱり憲法違反だということを非常に訴えるお母さんたちが多くて、でも、ネットウヨの存在とか、いろいろうわさでも聞いておりますし、やはり怖くて声を上げられないということを聞いています。

25 新安保法制が現実には成立してしまったことで、山下さんはどのように感じていますか。

やはり憲法違反だと感じていますし、非常に憤りを感じています。
26 恐怖心というものがありますか。

はい。戦争が本当に身近になったような気がして、非常に怖い
です。

27 今回の訴訟にはどのような思いで参加しましたか。

そのように怖いながらも、やはり次世代のことを考えると声を上げな
いといけないなと思いついて参加しました。

28 では、最後に、裁判官に伝えたいことがありますか。

三権分立などもあって、日本は民主主義があると思っていました。行
政、司法、国会などきちんと独立していると願いたいと思っています。
きちんと独立した司法であってほしいと思いますので、どうぞ判断の
ほうよろしく願いいたします。

被告指定代理人（阿波野）

29 被告からはございません。

宮崎地方裁判所民事第2部

裁判所速記官 東元美樹